平成２５年（フ）第３３３２号
大阪府門真市大池町37番11号
債務者　森　　忠春
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４号
山口市大内御堀1645番地20　ＭＫタウンハイツＣ－１
債務者　大場　美香
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
山口県防府市石が口３丁目10番16号、住民票上の住所山口県防府市石が口３丁目14番28号
債務者　上田　泰大
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
山口県防府市大字田島1461番地の11　市住42棟746号
債務者　内藤　良一
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
山口県防府市大字田島1461番地の11　市住42棟746号
債務者　内藤　道子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４３号
横浜市保土ケ谷区岩崎町17番12号　住友ハイム201号
債務者　中野　勇生
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０６号
神奈川県藤沢市高倉480番地の25　グリーンハイツ長後203
債務者　渡邉　直子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３１０号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2433番地２　ニコラス１号館102号室
債務者　小西乃里子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０９号
川崎市宮前区東有馬５丁目15番21―401号
債務者　前田　　勝
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
岡山県高梁市中井町西方9191番地２
債務者　森脇　　忠
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1498―84、住民票上の住所長野県佐久市新子田1930番地３
債務者　依田　順子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４０号
長野県南佐久郡川上村大字居倉1493番地
債務者　伊藤　ゆみ
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第２９号
熊本県天草市亀場町亀川130番地１、住民票上の住所熊本県天草市栖本町河内5958番地
債務者　吉田　敏彦
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月26日午前９時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第５１１号
東京都立川市富士見町４丁目15番14号立川第２荘
債務者　倉住　榮治
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３０５号
横浜市港北区高田東３丁目28番39号　ミヤタハイツ205
債務者　佐藤　昭彦
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部